

教職員のストレスチェックについて

1 ストレスチェックの概要

労働安全衛生法では、事業場の業種・規模等に応じて、安全衛生管理体制整備の観点から事業者が講ずべき措置が定められているが、常時10人以上50人未満の教職員を使用する学校においては、衛生推進者の選任等が義務付けられているとともに、平成27年12月からは教職員50人未満の学校においては、心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を行うことが努力義務とされている。

ストレスチェックの結果、高ストレスであり医師による面接指導が必要と判断された教職員から申し出があった場合には、学校の設置者は医師による面接指導を実施させなくてはならない。

なお、学校で働く教職員のストレスチェックは、平成30年度まで東京都が実施していたが、各自治体で予算措置し実施するよう通知があり、平成31年度から区で実施することとなった。

2 ストレスチェックの意義

ストレスチェックの意義は教職員のストレスへの気付き及びその対応の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止する一次予防を目的としている。

また、面接指導は、ストレスチェックの結果、高ストレス者として選定され、面接指導を受ける必要がある教職員に対し、医師が面接を行い、ストレスその他心身の状況や勤務状況を確認することにより、当該教職員のメンタルヘルス不調のリスクを評価し、本人に指導を行うとともに学校長等による適切な措置につなげるものである。

しかし、教職員のストレスチェックの結果は、本人の同意がなければ学校長等へ通知することが禁じられているため、学校長が必ずしも把握できていない。

平成31年度については、医師の面接を要する教職員からの申し出に対応するため、面接指導の委託経費を予算計上していたが、学校長に申し出のあった教職員はいなかった。このため面接指導の委託経費が執行残となった。

3 ストレスチェックにおける今年度以降の対応について

ストレスチェックの結果、医師の面接指導を受ける必要がある教職員が学校長に報告しない場合も想定されるため、医師の診断に繋がられるよう、昨年度から結果通知に「メンタルヘルス相談窓口一覧」を同封し案内してきた。

今後は、メンタルヘルス不調の未然防止だけでなく働きやすい職場環境の改善のためにも、医師の面接指導を受ける必要があると指摘された教職員は、医師の面接を受ける旨、学校長へ申し出ることを促していく。